

特定家畜伝染病セーフティネット事業費補助金交付要綱

平成24年3月18日第201100178602号
一部改正 平成29年6月26日第201700055203号
一部改正 平成31年3月26日第201900001842号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、特定家畜伝染病セーフティネット事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 特定家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法（昭和26年5月16日法律第166号、（以下「法」という。））第2条のうち、牛痘、牛肺痘、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ、アフリカ豚コレラをいう。

- 2 家畜とは、牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥をいう。
- 3 家きんとは、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥をいう。
- 4 特定移動制限等とは、法第32条の規定による移動の禁止又は制限、法第33条の規定による催物の開催又は事業の停止若しくは制限又は法第34条の規定による放牧、種付、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵の停止若しくは制限をいう。
- 5 特定移動制限等の期間とは、特定移動制限等の開始の日からその解除の日又はその例外（法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定めるものをいう。）が認められた日までの期間をいう。
- 6 対象家畜とは、特定移動制限等の期間において飼養される家畜（当該特定移動制限等に従わなかった者が飼養するものを除く。）をいう。
- 7 物品とは、生乳、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項に規定する家畜人工授精用精液、同法第11条の2第5項に規定する家畜受精卵及び卵（ふ卵中の家きんの卵を除く。）をいう。
- 8 対象物品とは、対象家畜が生産した物品をいう。
- 9 出荷とは、他の農場への出荷、競馬への出走、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物への出荷、と畜場その他のと殺を行う場所への出荷、放牧地への放牧及びふ卵場への出荷をいう。
- 10 出荷先とは、他の農場、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる

催物の開催場所、と畜場その他のと殺を行う場所、放牧地及びふ卵場をいう。

11 予定出荷先とは、特定移動制限等の期間前に対象家畜又は対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。

12 他の出荷先とは、予定出荷先以外の出荷先をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、特定家畜伝染病（以下「本病」という。）の発生により、特定移動制限等の影響を受ける県内の家畜、その死体又は物品の所有者（以下「所有者」という。）に対して、本病のまん延防止及び経営の維持を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的に資するため、本病発生により、別表の第1欄に掲げる区分に従い、別表の第2欄に掲げる項目が生じた所有者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第4欄に掲げる算定基準（「家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について」（平成23年7月1日付23消安第1925号農林水産省消費・安全局長通知）及び農林水産部長が別に定める方法に基づく）により算出した経費の合計（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、東部農林事務所長、東部農林事務所八頭事務所長、中部並びに西部総合事務所長及び西部総合事務所日野振興センター所長（以下「総合事務所長等」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、別表の第5欄に掲げる書類を添付するものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請にあたり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で申請することがで

きる。

- 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に掛かる仕入控除税額を越える場合は、補助対象経費の額からその越える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を越えるときは、様式第3号により、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その越える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知及び額の確定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定及び額の確定をすることができる。

（提出書類の部数等）

第7条 規則及びこの要綱の規定により総合事務所長等に提出する書類は1部とする。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度事業から適用する。